

●香川県告示第18号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年1月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	名 称	所 在 地
平成20年12月1日	金香歯科医院	善通寺市善通寺町2丁目6番6号
平成20年12月1日	株式会社 三河薬品 ミカ ワ調剤薬局 坂出横津店	坂出市横津町3丁目2番33号